

■日 時：令和元年 11 月 22 日（金）

■資 料：別添のとおり

■参加者：全部局長

■内 容：＜議題＞

・公共施設保全計画の策定について

## 概 要

### 1 開 会

### 2 議 題

#### ○議題（1）「公共施設保全計画の策定について」

##### （事務局）

事務局から内容を説明。説明の概要は以下のとおり。

##### （1）公共施設保全計画の策定について

###### ①計画概要について

- 本計画は、本市が保有する建物系の公共施設について、長寿命化に向けた計画的な維持・保全に関する方針を定め、効率的で安全な施設運営の実現を目指すもので、「横須賀市公共施設等総合管理計画」の下位計画という位置づけで、建物系の個別計画にあたる。
- 計画期間は、令和2年度（2020年度）から、FM戦略プランと同様に令和11年度（2029年度）までとし、床面積200㎡以上の市保有建物を対象とする。
- 本計画では、「ア 時間管理型予防保全」・「イ 観察型予防保全」・「ウ 事後保全」の3つの保全対応別に建物の部位を分類し、対処方法に応じて適切に維持管理を図っていく。
- 建物の構造別・部位別の耐用年数・改修サイクルを設定する。
- 各種点検の実施により、建築物や設備の劣化・損傷などの状況を把握し、観察型予防保全や事後保全につなげていく。
- 建物や設備の状態については、経過年数や劣化度から現在の状態を整理する。
- 工事の優先順位については、部局単位ではなく、公共施設全般の劣化状況及び経過年数を踏まえて決定する。

###### ②今後の予定等について

- 12月定例議会において一般報告を行い、令和元年度末までに本計画を策定する。
- 令和2年度予算編成から可能な限り点検結果等を反映し、その後は、年度毎に必要な修正を加えながら計画を推進していく。

<質疑等>

<議題（1）公共施設保全計画の策定について>

##### （消防局長）

建築物ごとに耐用年数、3つの保全時期及び保全に要する概算費用を示した長期計画を作成することで、予算の効率化、平準化が図られるのではないかと考える。

**（事務局：FM推進課長）**

現状では、保全計画で定める予定の改修サイクルに追いついていない施設が多数あり、まずはこれらの「積み残し」がどの程度あるのか把握し、その解消を図るために必要な費用や期間を算出したいと考えている。

「積み残し」の解消の目安を定めた上で、ご意見のような長期的視点に基づく予防保全について進めていきたいと考えている。

**（消防局長）**

優先度の考え方として、点検等による劣化状況及び建物部位の経過年数だけでなく、施設の重要度（大規模災害時の災害拠点施設や施設の機能維持に必要な設備など）の視点も必要ではないか。

**（事務局：FM推進課長）**

まずは、保全計画で定める評価の共通基準（経過年数、劣化度、点検結果 等）により、保全の必要性を棟ごとに判断する。

その上で、例えば、保全の必要性が同レベルの施設が複数あった場合などに、施設の性格（利用者数、利用者層、開設時間、施設の機能 等）を優先順位決定時に考慮し、最終的に予算編成につなげていくことをイメージしている。

**（消防局長）**

建物の保全について、施設所管課はこれまで以上に公共建築課及びFM推進課との連携が重要となるため、特に予算要求にあたり、FM推進課には積極的な助言をお願いしたい。

**（事務局：FM推進課長）**

当課としても、施設保全の調整役として施設所管部局と、これまで以上に連携を図っていく必要があると考えているので、協力をお願いしたい。

**（福祉部長）**

各点検（12条点検や年2回の点検）は、これまでどおり所管課あるいは指定管理者が行うのか。

12条点検については、FM推進課で予算要求して一括で委託した方が、統一的な見解が得られるのではないかと。

また現在、12条点検は所管課で把握しているのみに留まっているが、今後FM推進課へ点検結果を提出する等の想定をしているのか。

**（事務局：FM推進課長）**

基本的な考え方として、施設の状態を施設管理者（指定管理者含む）が把握することは、施設運営に必要なことであると捉えている。

その考えのもと、事務効率化のため、令和2年度より市（学校を除く）が発注する12条点検業務をFM推進課予算に集約することとしたが、指定管理施設については、施設管理者として施設の状態を一義的に把握する必要性や、指定管理者制度の民間のノウハウを最大限に活用し、サービス向上やコスト削減につなげる趣旨からすると、12条点検を市実施に戻すことは適切ではないと考える。

しかし、意見のとおり、点検結果等から、修繕の範囲を超える改修工事が必要になるケースも考えられるので、点検結果の提出については、FM推進課と施設所管課が共有できるような仕組みとなるように検討したい。

#### **（福祉部長）**

点検の結果、FM推進課で修繕が必要と判断した場合、予算要求理由の担保になりうるのか。

公共建築課で概算要求の際に作成される「重要度評価考察表」の判断基準と整合性をとるという前提でよろしいか。

修繕が必要か否かをFM推進課が判断し、具体的な修繕方法の検討や設計については公共建築が判断するという仕切りでよいのか。

また、公共建築課へ相談するのは所管課なのかFM推進課なのか。

#### **（事務局：FM推進課長）**

現在策定中の「公共施設保全計画」では、公共施設の主要な7部位について、耐用年数や劣化度調査結果等が一覧化され、改修が必要と思われる段階にある施設を抽出することができるようになる。

FM推進課では、予防保全による施設長寿命化の観点から、これら抽出したもののうち次年度の予算計上が必要と思われる施設について、施設所管課に予算要求を促すことを想定しており、この仕組みが新たに加わることになる。

一方で、「重要度評価考察表」は、直近の施設の状況を把握する情報として予算査定時に欠かせないものであるため、予算要求に当たっては、これまでどおり施設所管課から公共建築課に依頼するものと考えている。

なお、施設の改修・修繕に関する予算要求そのものについては、上記の仕組みが加わること以外は、これまでどおり施設所管課がその必要性を判断し行うものと想定している。

#### **（福祉部長）**

FM戦略プランの中で廃止等が決定している施設については、プランとの兼ね合いを考慮して修繕の規模や優先順位等をFM推進課が判断するのか。

#### **（事務局：FM推進課長）**

意見のとおり。

ただし、計画的ではなく緊急的に必要な改修・修繕もあると思うので、予算要求することが適切か判断に迷う際には、当課まで相談してほしい。

### **3 閉 会**

以 上